

大潟村公共下水道管渠長寿命化計画策定業務委託
仕様書

平成 25 年 8 月

大潟村 産業建設課

目 次

第1章 総 則 -----	1
1. 1 目的 -----	1
1. 2 乙の条件 -----	1
1. 3 疑義の解決 -----	1
1. 4 秘密の保持 -----	1
1. 5 転用の禁止 -----	1
1. 6 検査及び完了 -----	1
第2章 業務概要 -----	2
2. 1 対象範囲及び施設 -----	2
2. 2 業務内容 -----	2
2. 3 成果図書 -----	3
2. 4 業務履行期限 -----	4
第3章 現場体制 -----	5
3. 1 技術者の資格 -----	5
3. 2 現場体制 -----	5
第4章 その他 -----	6
4. 1 参考図書 -----	6

第1章 総則

1. 1 目的

「大潟村公共下水道管渠長寿命化計画策定業務委託」（以下「本業務」という。）は国土交通省が平成20年4月1日（平成21年4月改定）に創設した「下水道長寿命化支援制度」を踏まえ、下水道長寿命化支援制度実施要領の規定に基づき、「大潟村長寿命化実施計画（申請書）」策定するものである。

本業務は大潟村（以下「発注者」という。）が昨年度以前に発注した「調査業務委託」関連及び本業務での調査（管路目視・TVカメラ調査、マンホール目視調査）結果から不良箇所を特定し、対象範囲の検討並びに更新・長寿命化対策の検討を行い、導入効果を検証（LCC評価）すると同時に、5か年の年次計画を策定するものである。（以下、本業務の受託者を「受注者」という。）

1. 2 乙の要件

本業務は長寿命化支援制度の規定に基づいた管路及びマンホールの詳細調査を行い、速やかに申請までとりまとめる業務であることを踏まえ、受注者の要件として技術者（管理技術者及び照査技術者においては技術士（下水道）、技術士同等又はRCCM（下水道）の資格を有する技術者）が常勤する本店または営業所であるものとする。なお、技術者は入札参加確認申請期限の日以前に3か月以上の直接的かつ恒常的な雇用関係及び県内に居住していることを要するものとする。

1. 3 疑義の解決

本仕様書に定めのない事項又は、疑義が生じた場合は、発注者と受注者が協議の上、その都度決定するものとする。

1. 4 秘密の保持

受注者は、本業務の実施関して知り得た発注者の秘密に属する事項について、これらを第三者に漏らしてはならない。

1. 5 転用の禁止

受注者は、本業務の実施により得た各種情報について、これを発注者の承諾なく第三者に公表、貸与、或いは無断使用してはならない。

1. 6 検査および完了

本業務の完了は、成果品の納入とともに検査を受け、発注者が合格と認めた時点で成果品を引き渡し、本業務の完了とする。

また、業務完了後でも受注者の責任による誤りや漏れがあった場合には速やかに修正を行うものとする。

第2章 業務概要

2.1 対象範囲及び施設

(1) 対象施設

汚水管渠

(2) 対象数量

- ① 詳細調査、診断 : 管渠延長 $L=8.5\text{ km}$
- ② 長寿命化策定 : 対象面積 108 ha

2.2 業務内容

(1) 作業準備

① 調査計画書の作成

作業着手にあたり、業務計画書を策定し作業計画の策定を行う。

② 資料収集

施設情報（下水道台帳、竣工図書等）、維持管理情報（維持管理記録、管路調査記録（H23年度不明水調査、H24年度長寿命化計画策定調査、ほか）その他情報（防災計画等）の資料収集・整理を行うこと。なお、これらの調査に必要資料については、発注者より貸与する。

(2) 現地調査

既設管路施設に対して事前に高圧洗浄による管渠内清掃を行い、TV カメラ調査及、人孔目視調査を行うことで管渠及び人孔内面の劣化度を写真、動画（DVD）および調査表に記録する。なお、調査表は別添付「TV カメラ調査表」および「人孔調査診断表」の様式を基準とするがこれによりがたい場合は調査職員と協議すること。

(3) 診断

管渠の異常程度を診断し、措置（改築または修繕）の要否及び緊急度を明らかにする。なお、診断結果により原因調査が必要と判断された場合は、調査職員と協議すること。

(4) 対象範囲の検討

前項の診断に基づき緊急度等の状況等を踏まえ、対策が必要とされたスパンを抽出し、①スパン単位の対策 ②スパン未満の対策（修繕）の判定を行うこと。また、その対策範囲や規模等の検討を行うこと。

(5) 更新・長寿命化対策の検討

前項で①スパン単位の対策と判定された管渠について、既設管渠の状況、現場条件、維持管理への影響等を十分勘案し、安全かつ経済性に優れた工法を決定すること。

(6) 導入効果の検証

長寿命化実施計画書には、長寿命化対策の実施効果としてライフサクルコスト（LCC）を記載する必要があるため、前項の工法選定結果を踏まえ LCC の縮減額を算定すること。

(7) 年次計画の策定

長寿命化実施計画の計画期間（概ね 5 年間）における年次計画の策定を行うこと。なお、策定に当たっては、長寿命化基本計画の内容、年間投資可能額及び他事業等を勘案し、設定すること。

(8) 長寿命化実施計画書のまとめ

前項までの検討内容を整理し、長寿命化実施計画書のとりまとめを行うこと。なお、長寿命化計画書については、申請に必要な様式 1、2 に加え、長寿命化基本計画の内容を含めた計画説明書を作成し、様式 1、2 の記載内容の設定根拠等を明確にすること。

※様式 1、2 については「下水道事業の手引き」を参照すること。

(9) 次年度以降の調査範囲の設定

本業務の結果を分析し、次年度以降に管路詳細調査を行う範囲の設定を行う。

(10) 報告書の作成

上記の調査・診断結果及び長寿命化実施計画策定にあたっての資料及び課題や方針を報告書としてとりまとめる。

(12) 照査

調査内容、診断等の妥当性などの照査を行う。

2.3 成果図書

成果品の提出部数及び形式については、次の通りとする。なお、電子データについては、Microsoft Word 形式や SFC ファイル形式等の編集可能なデータとし、発注者と受注者が協議の上、ファイル形式を決定すること。

- (1) 長寿命化実施計画説明書 2 部
- (2) 報告書 2 部
 - ・調査結果（管路、MH 診断調査書、集計表一式）
 - ・写真帳
 - ・維持管理計画
 - ・図面（異常箇所図、ほか）
- (3) 報告書概要版 2 部

- (4) その他関連図書 2部
- (5) 打合せ議事録 2部
- (6) 電子データ 2部

2.4 業務履行期限

本業務の履行期限は、以下の通りとする。

契約締結日～平成26年3月10日

但し「長寿命化実施計画説明書」作成の期限は以下の通りとする。

平成26年1月20日

第3章 現場体制

3.1 技術者の資格

- (1) 管理技術者及び照査技術者の併任は認められない。
- (2) 管理技術者及び照査技術者は、技術士（下水道）、技術士同等又は RCCM（下水道）の資格を有するものとする。

3.2 現場体制

- (1) 受注者は、契約締結後、すみやかに管理技術者、照査技術者その他に管路調査の能力と経験を有する主任技術者を定めるとともに、現場に主任技術者を常駐させ、所定の業務に従事させること。
- (2) 管路内の調査を行う場合は、酸素欠乏危険作業主任者を定め、現場に常駐させ、所定の業務に従事させること。なお、酸素欠乏危険作業主任者と上記主任技術者は兼任することを可能とする。

第4章 その他

4.1 参考図書

本業務は、本仕様書による他、下記に掲げる最新版図書を参考として行うこと。

- | | |
|--|------------------|
| (1) 下水道長寿命化支援制度に関する手引き（案） | 国土交通省・地域整備局下水道部 |
| (2) 下水道維持管理指針 | （社）日本下水道協会 |
| (3) 下水道管路施設維持管理マニュアル（案） | （社）日本下水道協会 |
| (4) 下水道用設計積算要領 管路施設（管渠更生工法）編 | （社）日本下水道協会 |
| (5) 管更生の手引き（案） | （社）日本下水道協会 |
| (6) 下水道管路施設テレビカメラ調査マニュアル（案） | （社）日本下水道協会 |
| (7) 下水道管路施設腐食対策の手引き（案） | （社）日本下水道協会 |
| (8) 下水道管路施設の緊急点検マニュアル（案） | （社）日本下水道協会 |
| (9) 管渠更生工法における設計・施工監理ガイドライン（案） | （社）日本下水道協会 |
| (10) 管渠更生工法の耐震設計の考え方（案）と計算例 | （社）日本下水道協会 |
| (11) マンホールの改築及び修繕に関する設計の手引き（案） | （社）日本下水道協会 |
| (12) マンホール蓋等の取替えに関する設計の手引き（案） | （社）日本下水道協会 |
| (13) 下水道管路施設改築・修繕に関するコンサルティング・マニュアル（案） | （社）管路診断コンサルタント協会 |
| (14) 推進工法用設計積算要領 改築推進工法編 | （社）日本推進技術協会 |
| (15) 下水道事業におけるストックマネジメントの基本的な考え方（案） | ストックマネジメント検討委員会 |
| (16) 下水道事業の手引き | 日本水道新聞社 |